

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年11月6日	不動産番号	1801000066915
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	尾西市上祖父江字小稲葉			余白	
	一宮市上祖父江字小稲葉			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年4月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
27番	田	254		余白	
18番	学校用地	53462		昭和55年3月22日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 字小稲葉2番1、10番、17番、18番、20番、22番、25番1、25番2、26番、37番、38番1、39番1、41番、42番、45番3、51番1、52番1、54番、56番、59番、61番1、61番2、68番1、80番1、86番1、89番、91番、96番、97番、100番1、100番2、102番、103番、109番1、111番2、112番1、113番、116番1、117番1、117番2、118番1、118番2、120番、121番1、字小稲葉121番2、122番1、122番2、123番1、123番2、124番2、125番、127番1、127番2、128番1、133番1、135番3、136番、137番1、137番2、138番1、140番1、141番1、143番1、144番、150番1、150番2、151番3、152番1、152番2、153番、154番1、154番2、字八ツ割20番、83番1、字先鋤34番2、字江北3番、6番、7番、15番、16番、32番、67番1、70番1、70番2、71番1、75番、80番1、80番2、81番1、81番2、字東本郷3番、字平前9番1、16番、20番、24番1、29番、30番、31番、37番、39番1、40番、44番、46番、54番、55番、56番1、60番、62番、63番2、66番、67番、69番2、70番、字平前74番、78番1、84番、85番、字宮西37番1、字北方3番1、3番2、4番1、6番、8番2、9番1、15番2、16番、17番2、19番3、20番、22番1、35番1、35番2、40番2、42番1、42番2、44番、45番1、52番2、54番2、55番1、58番1、66番、67番、71番3、72番1、74番1、74番2、76番1、76番2、79番、81番、82番1、82番、86番、88番、90番1、91番、106番1、107番1、108番1、113番、字大跡4番1、字平西4番1、16番1、18番、25番、43番、45番1、47番、49番3、50番、59番1、60番1、60番2、65番、70番1、70番2、71番1、71番2、71番3、75番2、75番3、77番、字平西78番1、91番	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
			1、字五反田2番、12番2、14番1、15番、17番、19番、21番1、23番1、26番1、28番、30番2、32番、33番、36番、39番1、40番2、44番2、46番2、47番1、50番1、50番2、51番、60番1、61番1、62番3、63番1、64番1、66番2、67番、68番、69番1、70番1、70番2、72番、73番2、75番1、77番2、78番2、79番1、81番1、81番2、82番1、83番1、84番6、85番3、86番1、86番2、字一本橋2番1、5番、27番、34番1、49番、58番1、59番、78番1、84番、87番、88番、91番、93番、95番、97番、100番、103番、1007番、字沼浦2番2、7番、8番、11番1、18番3、23番、25番、26番、47番1、49番2、65番、69番1、70番、75番、77番1、字壱ト11番、16番、17番、19番、21番、22番、字壱ト25番、26番1、29番、34番、35番、37番1、38番、39番、43番1、45番2、47番1、49番1、52番、54番、56番、60番、62番、64番、65番、66番、67番2、68番、70番、71番、74番、75番2、76番2、77番、78番、79番 〔昭和55年3月31日〕
余 白	余 白	53457	③18番、18番1、18番2に分筆 〔平成6年3月23日〕
余 白	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月6日
余 白	余 白	53566	③錯誤 〔令和8年2月13日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	土地改良法の換地処分による所有権登記	昭和55年3月31日 第10960号	所有者 愛 知 県 順位5番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月6日



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K15508 (1 / 3)

2 / 3

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(名古屋法務局一宮支局管轄)

令和8年6月12日

名古屋法務局

登記官

山田賢治



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K15508 (1/3)

3/3

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年11月6日	不動産番号	1801000066916
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	尾西市上祖父江字小稲葉			余白	
	一宮市上祖父江字小稲葉			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年4月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
18番1	学校用地		258	18番から分筆 〔平成6年3月23日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年11月6日	
余白	余白		257	③錯誤 〔令和8年2月13日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	土地改良法の換地処分による所有権 登記	昭和55年3月31日 第10960号	所有者 愛 知 県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年11月6日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

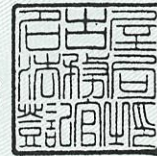
(名古屋法務局一宮支局管轄)

令和8年6月12日

名古屋法務局

登記官

山 田 賢 治



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K15508 (2 / 3)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年11月6日	不動産番号	1801000066917
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	尾西市上祖父江字小稲葉			余白	
	一宮市上祖父江字小稲葉			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年4月1日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
18番2	学校用地		2 15	18番から分筆 〔平成6年3月23日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年11月6日	
余白	余白		2 16	③錯誤 〔令和8年2月13日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	土地改良法の換地処分による所有権 登記	昭和55年3月31日 第10960号	所有者 愛 知 県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年11月6日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(名古屋法務局一宮支局管轄)

令和8年6月12日

名古屋法務局

登記官

山 田 賢 治



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K15508 (3 / 3)

1 / 1